東京福祉大学　通信教育課程における教育課程及び履修方法に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、「東京福祉大学　通信教育課程に関する規程」（以下、「通信教育規程」という。）第５条第３項に基づき、教育課程の編成･実施･評価についての取り扱いの原則について定めるとともに、履修方法、経過措置等通信教育規程の授業科目及び単位数を定める別表（以下、「通信教育規程別表」という。）に表される事柄についての留意事項、配慮事項について定めることを目的とする。

（授業科目の設定）

第２条　通信教育規程第５条第３項に定める授業科目の設定は、通信教育規程第４条の２に基づき、教育研究評議会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、~~理事長~~学長がこれを行い、通信教育規程別表に記載するものとする。

（授業科目の実施計画）

第３条　授業科目の実施計画作成に当たっては、「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部　教育方針及び授業方法に関する規程」によるとともに、以下の点に留意しなければならない。

（１）　全学教務委員会において作成された授業科目別の親シラバス（シラバス項目のうち「講義概要」「学習目標」「成績評価の規準と評定の方法」「授業形態」を共通化したシラバス）に基づき、担当教員の専門性や学生の実態を考慮して授業計画に反映させること

（２）　教育の機会均等、教育水準の維持が行われるよう配慮するため、同一科目担当者の中から同一科目担当責任者を選任し、教員相互の情報交換を行うこと

（３）　教育課程の評価、授業科目の評価を行うために、学期末に同一科目担当者連絡会を開催し、担当授業の反省と次年度に向けた改善点について話し合い、より望ましいシラバスの改善に努めること

（授業科目の改廃・名称変更・新設）

第４条　授業科目の改廃・名称変更・新設は、教育課程の評価、社会の動向、法令等の変更、大学教育に関する国の政策の変化、学部課題の変化及び学生の実態等を考慮し、通信教育規程第４条の２に従いこれを行う。その際、全学教務委員会において授業科目の体系性を十分考慮するものとする。

２　授業科目の改廃・名称変更・新設については、第２条を準用する。

（通信教育規程別表）

第５条　通信教育規程別表は、各学部、学科の入学年次ごとに作成し、原則として卒業までの履修科目についての一覧とし、科目の改廃・名称変更・新設がない限り、その一覧を卒業年度まで使用するものとする。

２　授業科目の改廃・名称変更・新設があった場合は、前授業科目との関連や履修方法について、履修に支障が生じないよう枠外に改訂の要点を示すとともに、次年度から変更した通信教育規程別表を作成し、配布するものとする。

（授業科目の改廃後の取扱い）

第６条　より望ましい教育課程を目指して、従前の授業科目を廃止して新たな授業科目へ移行した場合、次の取り扱いとする。

（１）　すでに履修した授業科目は、卒業に必要な単位数として認定する。

（２）　未履修に終わった授業科目が、次年度には廃止され、新たな授業科目として開設された場合、新たな授業科目の履修をもって卒業単位と認定する。

（３）　履修登録された必修科目については、科目廃止後も引き続き、履修計画に基づいて履修することを可能とする。

（４）　改廃の理由、経過措置等を本規程の別表に記す。

（授業科目の名称変更）

第７条　本学の学部間において、同一内容の授業科目の名称は、教育課程上の混乱を避けるため、同一の名称を用いることとし、異なる名称を用いている場合には名称変更を行わなければならない。

２　前項の手続は、第２条を準用し、合わせて教職員及び学生に周知しなければならない。

（変更に伴う周知）

第８条　通信教育規程及び通信教育規程別表の変更が生じた場合、教職員に周知するとともに、学生にはオリエンテーション又は学生要覧及び郵送等を通じて周知しなければならない。また、ホームページ等に掲載し、大学の姿勢を明らかにしなければならない。

（履修方法）

第９条　授業科目の開設は、学部別、年次ごとに示す通信教育規程別表に従って行う。

２　学生は通信教育規程別表に従って履修計画を策定するものとする。ただし、再履修は、その限りではない。

（事務）

第10条　教育課程及び履修方法に関する事務は、大学・短大事務局通信教育課において処理する。

（改廃）

第11条　この細則の改廃は、教育研究評議会の審議を経て、学長が理事会の審議に付し、理事長がこれを行うものとする。

（附則）

この細則は、平成28年４月１日から施行する。

（附則）

この細則は、平成28年10月１日から施行する。

（附則）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

（附則）
この細則は、平成30年4月1日から施行する。

（附則）
この規程は、平成31年４月1日から施行する。

（附　則）
この規程は、令和２年４月１日から施行する。

（附　則）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（附　則）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

（附　則）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（附　則）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（附　則）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（別表）
１．平成27年4月1日の通信教育規程の改定によって廃止・新設される科目に関する平成26年度１年次入学生への経過措置は次のとおりとする。

平成27年度東京福祉大学教育学部教育学科日本語教育コースカリキュラム変更について

平成26年度入学生は、１年次に日本語総合Ⅰ～Ⅴ、実践日本語Ⅰ～Ⅲ、日本語学概論Ⅰ～Ⅱの履修を終えている。この単位は卒業単位として認定する。この科目は「言語に関わる領域」の科目であり、旧カリキュラムを引き継いで、新カリキュラムにおいても一年次履修となっている。未履修者には、新カリキュラムの中でこの科目の履修を行わせる。

新カリキュラムは、平成12年３月に出された文化庁・日本語教員養成に関する調査研究協力者会議の報告書「日本語教育のための教員養成について」の内容に配慮しながら、１．「言語に関わる領域」、２．「教育に関わる領域」、３．「社会・文化に関わる領域」を視野に入れ、卒業必修科目、主専攻必修、主専攻選択科目に分けてカリキュラム編成した。したがって、旧カリキュラムでは言語にかかわる領域が多く重複が多いことと、日本語教員養成の趣旨に適応しないとの判断で、言語に関する科目の精選を行った。新カリキュラムで削除された科目は、在学生の配当年次前の廃止でもあり、引き継ぎ、読み替えはない。新カリキュラムでは提言に沿い、15科目を新設したが、２年次以降に配当され、平成26年度入学生は、平成27年度から履修ができる。よって、平成26年度生に影響はない。その概要は次のとおりとする。

廃止科目と学年配当	経過措置
日本語学概論Ⅰ（１年） 日本語学概論Ⅱ（１年） 日本語総合Ⅰ（１年） 日本語総合Ⅱ（１年） 日本語総合Ⅲ（１年） 日本語総合Ⅳ（１年） 日本語総合Ⅴ（１年） 実践日本語Ⅰ（読む）（１年） 実践日本語Ⅱ（聞く）（１年） 実践日本語Ⅲ（書く）（１年）	平成27年度入学生から科目廃止。 平成26年度１年次入学生は科目廃止を行わない。平成27年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
実践日本語演習Ⅰ（２年） 実践日本語演習Ⅱ（２年） 実践日本語演習Ⅲ（２年） 実践日本語演習Ⅳ（２年） 実践日本語演習Ⅴ（２年） 実践日本語演習Ⅵ（２年） 通訳入門（２年） 言語生活（２年） 日本語学Ⅳ（文法・文体Ⅱ）（２年） 日本史Ⅱ（２年） 実践日本語Ⅳ（話す（２年） 専門日本語Ⅰ（２年） 専門日本語Ⅱ（２年） 専門日本語Ⅲ（３年） 専門日本語Ⅳ（３年） 日本の食文化（３年） 日本語総合演習（３年） 日本語史（４年）	平成26年度１年次入学生から科目廃止。 配当学年前の廃止。 科目の読み替えはない。

名称変更科目と学年配当	変更の趣旨・経過措置
日本語学Ⅲ（文法・文体）（２年） 日本語学Ⅳ（文字・表記）（２年） 日本語学Ⅴ（談話）（３年）	旧科目名：日本語学Ⅲ（文法・文体Ⅰ） 旧科目名：日本語学Ⅴ（文字・表記） 旧科目名：日本語学Ⅵ（談話） 日本語学Ⅳ（文法・文体Ⅱ）の科目廃止に伴う、科目名の変更。 平成 26 年度 1 年次入学生から科目名変更。

	配当学年前の科目名変更。 科目の読み替えはない。

新設科目と学年配当	経過措置
異文化接触と文化学習（２年） 日本文化研究（２年） 東アジアの中の日本文化（３年） 異文化コミュニケーション教育（３年） 比較日本文化論（３年） 日本語学習とマルチメディア（３年） 比較文化学演習（３年） 第二言語習得理論（３年） 第二言語習得理論演習（４年） 異文化コミュニケーション教育演習（４年） 日本近代文学史（４年） 日本語学演習Ⅰ（文法・文体）（４年） 日本語学演習Ⅱ（文字・表記）（４年） 日本語学演習Ⅲ（談話）（４年） 日本文学と文化（４年）	平成 27 年度新設科目 旧カリキュラムからの科目の読み替えはない。

２．平成 28 年度からの授業科目の新設・変更については、次のとおりとする。

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	同種教科との関連
多文化理解入門	多文化共生の重要性に鑑み、アイデンティティの確立と基礎の理解。	多文化コミュニケーションへと発展させ、実践力を養う。
文章表現Ⅱ	受講生のキャリアアップを図る。	文章表現の上位科目として位置づける。
文章表現Ⅲ	スピーチやプレゼンテーションの文章表現習得のため	文章表現Ⅱの上位科目として位置づける。
日本の文化と言語Ⅱ	教育学部のみ対象 教養教育の充実のため	日本の文化と言語Ⅰの上位科目としての位置づけ。

総合教育科目の科目名変更

授業科目名	新設の趣旨	同種教科との関連
日本の文化と言語Ⅰ	教育学部のみ対象 日本の文化と言語Ⅱの科目新設のため	「日本の文化と言語」

教職課程の授業科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	同種教科との関連
外国語活動の指導法	学校教育法施行規則の一部改	小学校への外国語活動の

	正による	導入

教職課程の授業科目名の変更

新授業科目名	変更の趣旨	旧科目名
道徳の指導法	学校教育法施行規則の一部改正による	「道徳教育の研究」を指導法に変更

３．平成29年度からの授業科目の新設・変更については、次のとおりとする。

教職課程の授業科目の履修方法変更

授業科目名	変更の趣旨	経過措置
特別活動の指導法 道徳の指導法 外国語活動の指導法	学修内容充実のため	平成29年度4月入学者から履修方法を面接授業及び印刷授業に変更する。 平成28年度以前の入学者は、従前の印刷授業の履修により、教職課程の授業科目として単位を認定する。ただし、平成29年度以降は、平成28年度以前の入学者であっても、履修方法を印刷授業のみと面接授業及び印刷授業とを選択して履修することを可能とする。 平成28年度中についても、面接授業を開講し、履修中の学生の希望者は面接授業も受講することを可能とする。

専門教育科目の開講年次変更

授業科目名	変更の趣旨	変更年次
音楽Ⅲ	保育児童学科のみ対象 幼稚園教育実習の3年次実施に伴い、実習に向けた学習を効果的に行うため	4年次から3年次へ変更。平成27年度入学生から適用する。

総合教育科目の開講区分変更

授業科目名	変更の趣旨	変更区分
ソーシャルワーク演習Ⅰ ソーシャルワーク演習Ⅱ	社会福祉学科のみ対象。 ソーシャルワーク演習Ⅰ及びⅡの学習内容が専門領域を多く含むことから、専門教育科目へ移動する。経営福祉専攻については選択科目とし、学	総合教育科目から専門基幹科目へ変更。 経営福祉専攻においては、必修科目から選択科目へ変更する。

	生の多様な学びのニーズを充足することを目指す。	

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	同種教科との関連
福祉と経営Ⅰ 福祉と経営Ⅱ	社会福祉学科経営福祉専攻のみ対象。 福祉を前提とした経営の理論を学習する基礎科目を1年次に新設し、学生の学習意欲を高めるため。	福祉と経営Ⅱは、福祉と経営Ⅰの上位科目として位置づける。 平成 28 年度以前入学の在学生も選択科目として履修を認めることとし、修得した単位は卒業要件単位に充当する。
福祉事業所経営管理論Ⅰ 福祉事業所経営管理論Ⅱ	社会福祉学科のみ対象。 福祉事業所に関する経営管理の組織構造、効率的な事業所の運営に関する基礎知識の習得のため。	福祉事業所経営管理論Ⅱは、福祉事業所経営管理論Ⅰの上位科目として位置づける。

４．平成30年度からの授業科目の廃止・新設・変更については、次のとおりとする。

（１）教育課程の充実に伴うカリキュラム変更

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
会計学入門	会計が経営者の経営判断に必要不可欠な要素であることを意識させる入門講義を開設する。	全学部	平成 30 年度入学生から適用する。
経営学入門	経営の体系を理論的に学ぶ前に、ケーススタディーを中心とした入門講座を開設する。	全学部	平成 30 年度入学生から適用する。
生活の中の福祉	幅広く生活全体を見通した中で福祉を捉えて学ぶことのできる教養教育科目を開設する。	全学部	平成 30 年度入学生から適用する。

科目区分の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
アジア文化論	全学部を対象とし	全学部	対象学部：社会福祉

	た開講が望ましいため。		学部、心理学部、教育学部国際教育専攻国際教育コース →　全学部

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
音楽実践演習	保育現場で求められる音楽指導力習得に向け、教育の通年継続による学習向上のため。	保育児童学科	平成 30 年度入学生から適用する。
音楽実践演習Ⅱ	保育現場で求められる音楽指導力習得に向け、教育の通年継続による学習向上のため。	保育児童学科	平成 29 年度入学生から適用する。 平成 29 年度入学生は選択
音楽実践演習Ⅲ	保育現場で求められる音楽指導力習得に向け、教育の通年継続による学習向上のため。	保育児童学科	平成 28 年度入学生から適用する。

科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
死生学	死生学を一つの学問として扱うことが適切であるため。	全学部	旧科目：死生論 平成 30 年度以降は、在学生で履修者がいた場合は、「死生学」の履修をもって「死生論」に読み替える。

（２）公認心理師養成カリキュラム開設に伴うカリキュラム変更
（平成30年度入学生及び心理学部編入生対象）

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
児童心理学 老年心理学	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の見直しのため。	心理学部	平成 30 年度入学生から科目廃止。 平成 30 年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「公認心理師の職責」 「関係行政論」 「心理演習」	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の新設のため。	心理学部	将来、公認心理師国家試験受験資格を得るために必要な科目であり、公認心理師資格の専門性が高い科目であることから、資格登録を行った学生のみが履修できる。
「心理実習」	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の新設のため。	心理学部	将来、公認心理師国家試験受験資格を得るために必要な科目であり、公認心理師資格の専門性が高い科目であることから、資格登録を行った学生のみが履修できる。また、3年次終了時に、公認心理師国家試験受験資格を得るために必要な20科目の単位を修得し、通算GPAが3.0以上であることを科目履修条件とする。
「福祉心理学」	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の新設のため。	心理学部	公認心理師国家試験受験資格を得るために必要な科目。
「心理学を活かしたキャリアデザイン」 「心理学を活かしたキャリアマネジメント」	心理学部の科目充実のため。	心理学部	「心理学を活かしたキャリアマネジメント」は、「心理学を活かしたキャリアデザイン」の上位科目として位置づける

科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「人体の構造と機能及び疾病」	公認心理師法施行規則に合わせた科	社会福祉学部 保育児童学部	「医学概論」

	目名称とするため。	心理学部	
「心理学統計法」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「心理統計法」
「社会・集団・家族心理学(社会・集団)」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「社会心理学」
「心理学的支援法(基礎)」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「カウンセリングの基礎」
「心理学実験」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「心理学基礎実験」
「臨床心理学概論」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「臨床心理学」
「学習・言語心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「学習心理学」
「精神疾患とその治療」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	社会福祉学部 心理学部 教育学部	「精神医学」
「教育・学校心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「教育心理学」
「心理学的支援法(演習)」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「カウンセリング演習」
「障害者・障害児心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするた	心理学部	「障害児・者の心理」

	め。		
「心理的アセスメント」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「心理検査法」
「神経・生理心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「生理心理学」
「健康・医療心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「健康心理学」
「産業・組織心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「組織心理学」
「司法・犯罪心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「犯罪心理学」
「感情・人格心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「人格心理学」
「社会・集団・家族心理学(家族)」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「家族心理学」
「心理学的支援法(心理療法)」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「心理療法概説」
「知覚・認知心理学」	公認心理師法施行規則に合わせた科目名称とするため。	心理学部	「認知心理学」

※ただし経過措置として、旧カリキュラムを履修する平成29年度以前の入学生は、新名称の科目を履修することによって、旧名称の科目に読み替えることとする。

開講年次変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更年次
「発達心理学」 「感情・人格心理学」（旧「人格心理学」） 「人体の構造と機能及び疾病」（旧「医学概論」）	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の見直しのため。	心理学部	2年次から1年次へ変更
「心理学研究法」 「障害者・障害児心理学」（旧「障害児・者の心理」） 「心理的アセスメント」（旧「心理検査法」） 「心理学的支援法（心理療法）」（旧「心理療法概説」）	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の見直しのため。	心理学部	2年次から3年次へ変更
「心理学実験」（旧「心理学基礎実験」） 「知覚・認知心理学」（旧「認知心理学」） 「学習・言語心理学」（旧「学習心理学」）	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の見直しのため。	心理学部	1年次から2年次へ変更
「感情・人格心理学」（旧「人格心理学」） 「教育・学校心理学」（旧「教育心理学」）	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の見直しのため。	心理学部	1年次から3年次へ変更

科目区分の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「知覚・認知心理学」（旧「認知心理学」）	公認心理師国家試験受験資格における基礎科目を充実させるため	心理学部	専門展開科目から専門基幹科目へ変更。 選択から必修へ変更。
「精神保健学」	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の見直しのため。	心理学部	専門基幹科目から専門展開科目へ変更。 必修から選択へ変更。

単位数の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「知覚・認知心理学」（旧「認知心理学」）	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の見直しのため。	心理学部	2 単位から 4 単位へ変更。ただし平成 29 年度以前の入学生は、「認知心理学」(2 単位・選択)を開講して履修することとする。
「心理学的支援法（演習）」（旧「カウンセリング演習」）	公認心理師を養成するためのカリキュラム変更にともなう科目の見直しのため。	心理学部	４単位から２単位へ変更。ただし平成 29 年度以前の入学生は、「カウンセリング演習」（4 単位・必修）を開講して履修することとする。

５．平成31年度からの授業科目の廃止・新設・変更については、次のとおりとする。

（１）児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目の改正に伴う保育士養成課程の見直し

（平成31年度入学生から適用する。）

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「子ども家庭支援の心理学」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	保育児童学部	告示別表第一「保育の対象の理解に関する科目」の「子ども家庭支援の心理学」に位置づ

			ける。

科目の併合、単位数及び科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「子ども家庭支援論」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	相談援助演習（2 単位）と家庭支援論（2 単位）を併合し、子ども家庭支援論（2 単位）とする。ただし、旧科目への読替えはない。

単位数及び科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「子どもの保健」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	旧科目名：「子どもの保健Ⅰ」 4 単位から 2 単位に変更ただし、旧科目への読替えはない。
「子どもの健康と安全」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	旧科目名：「子どもの保健Ⅱ」 1 単位から 2 単位に変更ただし、旧科目への読替えはない。

科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「社会的養護Ⅰ」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	「社会的養護」
「保育の心理学」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	「保育の心理学Ⅰ」
「保育カリキュラム論」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。 教職再課程認定申請に伴う、文部科学省からの科目名称変更指示の	保育児童学部	「保育・教育課程論」

	ため。		
「乳児保育Ⅰ」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	「乳児保育」
「社会的養護Ⅱ」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	「社会的養護内容」
「子育て支援」	児童福祉法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	「保育相談支援演習」

※ただし経過措置として、旧カリキュラムを履修する平成30年度以前の入学生は、新名称の科目を履修することによって、旧名称の科目に読み替えることとする。

（２）教職再課程認定に伴う、教職課程カリキュラムの見直し

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「特別ニーズ教育論」	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部 教育学部 保育児童学部	教育職員免許法施行規則第二条から第五条における「教育の基礎的理解に関する科目」に含めることが必要な事項である、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」に対応する科目として位置づける。
「総合的な学習の時間の指導法」	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部 教育学部 保育児童学部	教育職員免許法施行規則第三条から第五条における「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に含めることが必要な事項である、「総合的な学習の時間の指導法」に対応する科目として位置づける。
「外国語」	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	教育学部 保育児童学部	教育職員免許法施行規則第三条における「教科に関する専門的事項」の「外国語」に対応する科目として位置づける。
「外国語の指導法」	教育職員免許法及び	教育学部	教育職員免許法施行規則

	教育職員免許法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため。	保育児童学部	第三条における「各教科の指導法」に対応する科目として位置づける。

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「授業研究（総合学習を含む）」	教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の改正に基づくカリキュラム見直しのため。	教育学部 保育児童学部	平成 31 年度入学生から科目廃止。 平成 30 年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。

（３）教育の基礎的理解に関する科目等（教職に関する科目）配当年次の全学統一

開講年次変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更年次
「教育心理学」	学部間の配当年次を統一させるため。	社会福祉学部 保育児童学部 教育学部	3 年次から 2 年次へ変更する。

（４）公認心理師養成カリキュラムの見直し

単位数の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「心理実習」	心理実習の時間数変更に伴う単位数の見直しのため	心理学部	4 単位から 2 単位へ変更する。

（５）教育課程の充実に伴うカリキュラム変更

開講対象学部の拡大

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「倫理学」	教養教育の充実に伴うカリキュラム変更のため	教育学部 保育児童学部	旧：社会福祉学部 心理学部 新：全学部
「法学Ⅱ（民法、行政法）」	教養教育の充実に伴うカリキュラム変更のため	教育学部 保育児童学部	旧：社会福祉学部 心理学部 新：全学部
「国際関係論（国際法を含む）」	教養教育の充実に伴うカリキュラム変更のため	教育学部 保育児童学部	旧：社会福祉学部 心理学部

			新：全学部

６．令和２年度からの授業科目の廃止・新設・変更については、次のとおりとする。
但し書きのあるものを除き、令和２年度入学生から適用する。

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第5号）に基づく、社会教育主事課程のカリキュラム変更

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	変更内容
「生涯学習支援論」	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令（以下、省令）第十一条第一項における「生涯学習支援論」に対応する科目として位置づける。
「社会教育経営論」	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部	省令第十一条第一項における「社会教育経営論」に対応する科目として位置づける
「社会教育演習」	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部	省令第十一条第一項における「社会教育演習」に対応する科目として位置づける
「社会教育実習」	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部	省令第十一条第一項における「社会教育実習」に対応する科目として位置づける

単位数の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「社会教育課題研究」	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部	4 単位から 2 単位へ変更する。令和 2 年度入学生から適用する。

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「社会教育計画」	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部	令和２年度入学生から科目廃止。 令和２年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「現代社会と社会教育」	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部	令和２年度入学生から科目廃止。 令和２年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「高齢社会と社会教育」	社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令に基づくカリキュラム変更のため。	社会福祉学部	令和２年度入学生から科目廃止。 令和２年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。

７．令和３年度からの授業科目の廃止・新設・変更については、次のとおりとする。
　但し書きのあるものを除き、１年次新入学生から適用する。なお、令和３年度に入学する編入学生には適用しないが、令和４年度には２年次編入学生、令和５年度には２年次編入学生及び３年次編入学生と段階的に適用し、令和６年度以降は入学年次によらず、全面的に適用する。

（１）社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令等の施行（令和元文科高第1112号及び社援発第0306第1号）に基づく社会福祉士養成課程の見直し

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「ソーシャルワークの基盤と専門職」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	社会福祉士及び介護福祉士養成施設指定規則別表第一における「ｿｰｼｬﾙﾜｰｸの基盤と専門職」に対応する科目として位置付ける。
「ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	社会福祉士及び介護福祉士養成施設指定規則別表第一における「ｿｰｼｬﾙﾜｰｸの基盤と専門職（専門）」に対応する科目とし

			て位置付ける。

科目名称変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	「ソーシャルワークⅡ」
「ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	「ソーシャルワークⅢ」

単位数変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「ソーシャルワーク実習」	実習の時間数変更に伴う単位数の見直しのため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	４単位から６単位に変更。
「ソーシャルワーク演習Ⅳ」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	１単位から２単位に変更。

科目の併合

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「社会保障論」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	社会保障論Ⅰ（2単位）と社会保障論Ⅱ（２単位）を併合し、社会保障論（4位）とする。

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「福祉行財政と福祉計画」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「ソーシャルワークⅠ」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	「ソーシャルワークの基盤と専門職［2単位］」、「ソーシャルワークの基盤と

			専門職（専門）［2単位］」の2科目に分割したため。
「就労支援」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「ソーシャルワーク演習Ⅵ」	社会福祉士介護福祉士学校指定規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。

（２）精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令等の施行（令和２年厚生労働省令第28号、令和２年文部科学省・厚生労働省令第２号及び令和２年厚生労働省告示第66号）に基づく精神保健福祉士養成課程の見直し

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	変更内容
「ソーシャルワークの基盤と専門職」（再掲）	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下、「指定規則」）別表第一における「ソーシャルワークの基盤と専門職」に対応する科目として位置付ける。
「精神保健福祉の原理」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	指定規則における「精神保健福祉の原理」に対応する科目として位置付ける。
「ソーシャルワークの理論と方法（専門）」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	指定規則における「ソーシャルワークの理論と方法（専門）」に対応する科目として位置付ける。
「精神保健福祉演習	精神保健福祉士法施	社会福祉学部	指定規則における

Ⅰ」	行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	心理学部	「ソーシャルワーク演習（専門）に対応する科目として位置付ける。
「精神保健福祉演習Ⅱ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	指定規則における「ソーシャルワーク演習（専門）に対応する科目として位置付ける。
「精神保健福祉演習Ⅲ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	指定規則における「ソーシャルワーク演習（専門）に対応する科目として位置付ける。

単位数及び科目名称の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「精神障害リハビリテーション論」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	旧科目名：「精神科リハビリテーション学」 ４単位から２単位に変更。
「精神保健福祉実習」	現状の実習時間を鑑み、学則第13条第2項に基づき見直しを行ったため	社会福祉学部 心理学部	旧科目名：「精神保健福祉援助実習」 ４単位から６単位に変更。

科目名称変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	旧科目名
「精神保健福祉制度論」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	「精神保健福祉論Ⅰ」
「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	旧科目名：「ソーシャルワークⅡ」
「精神保健福祉実習指導Ⅰ」	新設科目「精神保健福祉演習Ⅰ～Ⅲ」に	社会福祉学部 心理学部	「精神保健福祉援助実習指導Ⅰ」

	科目名称を合わせたため		
「精神保健福祉実習指導Ⅱ」	新設科目「精神保健福祉演習Ⅰ～Ⅲ」に科目名称を合わせたため	社会福祉学部 心理学部	「精神保健福祉援助実習指導Ⅱ」
「精神保健福祉実習指導Ⅲ」	新設科目「精神保健福祉演習Ⅰ～Ⅲ」に科目名称を合わせたため	社会福祉学部 心理学部	「精神保健福祉援助実習指導Ⅲ」

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「福祉行財政と福祉計画」（再掲）	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「精神科ソーシャルワーク論Ⅰ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「精神科ソーシャルワーク論Ⅱ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「精神保健福祉論Ⅱ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「精神保健福祉援助技術論」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「精神保健福祉援助演習Ⅰ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更	社会福祉学部 心理学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、

	のため		在学生が希望する場合に限り開講する。
「精神保健福祉援助演習Ⅱ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「精神保健福祉援助演習Ⅲ」	精神保健福祉士法施行規則の改正に基づくカリキュラム変更のため	社会福祉学部 心理学部	令和３年度入学生から科目廃止。 令和３年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。

８．令和４年度からの授業科目の変更については、次のとおりとする。

（１）社会福祉士及び精神保健福祉士受験資格に必要な科目（指定科目）の開講年次見直しに伴う変更

開講年次変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「ソーシャルワークの基盤と専門職」	科目間の連動性の再考と学修効果の観点から、開講年次を変更する。	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	２年次から１年次へ変更。 令和４年度以降１年次入学生から適用する。編入生は令和６年度３年次編入学生より対応する。
「保健医療」	科目間の連動性の再考と学修効果の観点から開講年次を変更する。	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	１年次から２年次へ変更。 令和４年度以降１年次入学生から適用する。編入生は令和６年度３年次編入学生より対応する。
「社会調査法」	科目間の連動性の再考と学修効果の観点から開講年次を変更する。	社会福祉学部 心理学部 保育児童学部	２年次から３年次へ変更。 令和４年度以降１年次入学生から適用する。編入生は令和６

			年度３年次編入学生より対応する。

（２）教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年文部科学省令第35号）の施行に基づく、教職課程の見直しに伴う変更

科目名称変更

授業科目名	旧科目名	対象学部	備考
「教育方法論（ICT活用含む）」	「教育方法論」	社会福祉学部 教育学部 保育児童学部	令和４年度以降の新入生（編入生含む）及び在学生（令和４年度の新２年次生以降）について、本カリキュラム変更を適用する。 ただし、令和４年度時点で３年次以上の在学生において、当該科目を令和４年度以降に履修する者（再履修を含む）は、「教育方法論(ICT活用含む)」を履修し、旧カリキュラム「教育方法論」に読み替える。

９．令和５年度からの授業科目の変更については、次のとおりとする。

(1) 教育職員免許法及び同法施行規則の改正に基づく幼稚園教諭免許状のカリキュラム変更

専門教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「子どもと健康」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育児童学部	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「子どもと人間関係」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育児童学部	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「子どもと環境」	法令改正による、幼稚園免許状課程	保育児童学部	教育職員免許法施行規則第二条および備考一

	の変更に対応するため。		に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「子どもと言葉」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育児童学部	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「子どもと音楽」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育児童学部	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。
「子どもと造形」	法令改正による、幼稚園免許状課程の変更に対応するため。	保育児童学部	教育職員免許法施行規則第二条および備考一に規定された「領域に関する専門的事項」に対応する科目として位置づける。

科目廃止

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「幼児体育」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育児童学部	令和５年度入学生から科目廃止。 令和５年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。
「音楽実践演習Ⅲ」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しのため	保育児童学部	令和５年度入学生から科目廃止。 令和５年度以降は、在学生が希望する場合に限り開講する。

履修方法の変更

授業科目名	変更の趣旨	対象学部	変更内容
「音楽」	幼稚園免許状課程の変更に伴うカリキュラム見直しの	保育児童学部	必修→選択 令和４年度入学生（編入学生含む）から適用

	ため		する。

（2）教育学部「ICT コース」開設に伴うカリキュラム変更

総合教育科目の新設

授業科目名	新設の趣旨	対象学部	同種教科との関連
「ITパスポート演習Ⅰ」 「ITパスポート演習Ⅱ」	教育課程の充実のため。	教育学部教育学科学校教育専攻	小学校教諭と高校教諭（情報））の両方を履修する（ICTコース）者は必修。

10．令和６年度からの授業科目の変更については、次のとおりとする。

（１）特別支援学校教諭免許課程の科目見直しに伴う変更

科目名称変更

授業科目名	旧科目名	対象学部	備考
「視覚障害者、聴覚障害者の心理・生理・病理」	「視聴覚障害者の心理・生理・病理」	社会福祉学部	令和6年度以降の新入生（編入学生含む）について、本カリキュラム変更を適用する。ただし、令和6年度時点で3年次以上の在学生において、当該科目を令和6年度以降に履修する者（再履修を含む）は、「視覚障害者、聴覚障害者の心理・生理・病理」を履修し、旧カリキュラム「視聴覚障害者の心理・生理・病理」に読み替える。